

旅行業

旅行業とは、①報酬を得て、②一定の行為（旅行業務）を行う、③事業をいう。旅行業者はその業務取扱いにより所管行政庁が異なり、国が所管するのは「第1種旅行業者」及び「観光圏内限定旅行業者代理業」の2つ。それ以外は都道府県の所管となる。

	旅行業登録数				旅行業者代理業登録数	計
	第1種	第2種	第3種	地域限定		
青森	3	29	16	11	7	66
岩手	2	33	24	6	12	77
秋田	2	19	21	6	4	52
宮城	5	41	74	3	6	129
山形	3	42	19	10	8	82
福島	2	67	57	10	7	143
計	17	231	211	46	44	549

※第1種：令和4年1月1日現在

【定期報告】

○年1回「取引額報告書」を提出することとなっている。

【立入検査】

○第1種旅行業者に対して、定期的に立入検査を実施し、法令遵守状況や安全面での対応状況を確認している。
(例年3～5社程度)

※第1種旅行業…海外・国内の企画旅行（募集型）を取り扱うことができる。
※観光圏内限定旅行業者代理業…観光圏整備法に基づき、観光圏整備計画が認定され特例を受けるホテルや旅館等（現在登録無し）

ホテル・旅館業

ホテル・旅館のうち、外国人来訪者に適した設備を備えるなど一定の基準を満たす宿泊施設については、国際観光ホテル整備法の登録を受けることで、地方自治体の固定資産税の減免など、一定の優遇措置を受けることができる。

	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	計
ホテル	16	9	13	12	13	14	77
旅館	5	20	24	13	48	45	155

※令和4年1月1日現在

【定期報告】

○登録を受けた施設は、年1回「経営状況報告書」を提出することとなっている。

【立入検査】

○平成25年度より実施することとなった。
○施設基準（基準客室、ロビー・食堂等の共用スペース、避難導線など）、外客接遇主任者の従事状況、各種届出の状況などを検査している。